

一般財団法人北海道住宅協会コンプライアンス行動規範

平成29年4月

1. はじめに

この行動規範は、当協会で働く全ての役員及び職員等（臨時職員及びパート職員を含む。以下役員とあわせて「職員等という。」が、業務の遂行に当たり法令等を遵守して行動するための基本的なルールを定めたものです。

この「法令等」の中には、法令、行政上の指導だけでなく、当協会の内部規則（規程、要領等）や、当協会が社会の一員として守るべき倫理、社会規範も含まれます。

当協会は、良好な住生活環境の提供に取り組む企業であり、公平公正かつ効率的な業務運営が求められています。

当協会の職員等は、法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という。）に対する真摯な姿勢が求められるとともに、当協会がお客様や社会から信用・信頼される法人であり続けるためにも、コンプライアンスは不可欠の条件です。

職員等は、このような自覚に基づき、この行動規範を基本とした上で、高い倫理観と自己規律に基づいて、常日頃、コンプライアンスを実践するよう心掛けてください。

2. 公正で清廉な職務への取り組み

（1）法令等の遵守

- ・私たちは、法令等に違反した場合は、法的責任を問われたり、社会的批判を受けたりするだけでなく、当協会、更には独立行政法人都市再生機構及び住宅管理組合等においても社会からの信用を失い、事業運営等に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分に認識し、これらを厳に遵守します。

（2）公私のけじめ

- ・私たちは、公私のけじめを明確にし、当協会の名称や職務を私利私欲のために利用したり、当協会の財産を私的な目的のために使用したりすることはしません。

（3）不当な要求への毅然とした対応

- ・私たちは暴力団などの反社会的勢力からの違法・不当な要求や、えせ同和行為に対しては、毅然とした態度で対応します。

3. 情報の適正な管理

（1）機密情報の保持

- ・私たちは、当協会又は相手方の業務上の機密情報を適正に取扱い、他に漏洩しません。

（2）個人情報の保護

- ・私たちは、業務の遂行上取り扱う個人情報を法律に基づいて取得・保有・利用し、個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用したりしません。

4. 良好な職場環境づくり

(1) 人権・人格の尊重

- ・私たちは、人権を尊重し、性別、出身、身体的条件、雇用形態などによる差別や嫌がらせは行いません。また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの、個人の尊厳を損ない人格を傷つけるような行為をしません。

(2) 風通しの良い職場づくり

- ・私たちは、お互いに必要な情報を共有するとともに、自由に発言や議論をし、問題が発生したときは気兼ねすることなく上司に相談できる風通しの良い職場をつくれます。

5. 問題への迅速・的確な対応

- ・私たちは、「悪い情報ほど速くトップに報告する」ことを心掛け、自分が担当する業務であるかどうかに関係なく、問題を抱え込まず、速やかに上司又はコンプライアンス担当の管理職に報告します。
- ・私たちは、問題の解決のために迅速・的確に行動するとともに、再び同じ問題が起こることのないよう、再発防止に取り組めます。

以 上